

## 随意契約結果(物品)

No.	案件名稱	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	南巽駅外2駅ATC装置修繕	産業用機器	株式会社京三製作所	¥72,252,000	平成29年07月03日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G3	—
2	天井走行クレーン修繕(東吹田検車場)	産業用機器	株式会社日立プラントメカニクス	¥1,134,000	平成29年07月04日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G3	—
3	高速車両集電装置部品(集電装置防振ゴム)その1買入 (2)	船舶・航空機・鉄道	東芝トランスポーティングエンジニアリング株式会社	¥4,320,000	平成29年07月04日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G31	—
4	高速車両用幌 買入	船舶・航空機・鉄道	株式会社成田製作所	¥8,496,360	平成29年07月04日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G31	—
5	高速車両主電動機部品(MM点検カバー用パッキン) 買入	船舶・航空機・鉄道	東芝トランスポーティングエンジニアリング株式会社	¥268,920	平成29年07月04日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G31	—
6	車両用洗剤 買入	日用品類	サンコー株式会社	¥2,080,080	平成29年07月04日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G31	—
7	高速車両冷房装置部品(80系ロールフィルタ用タイマーリレー)買入	船舶・航空機・鉄道	東芝トランスポーティングエンジニアリング株式会社	¥621,000	平成29年07月06日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G31	—
8	配線用しや断器外6点買入	産業用機器	日電商工株式会社	¥353,106	平成29年07月06日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G30	—
9	アラジングリス買入	石油類	草野産業株式会社	¥1,277,640	平成29年07月11日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G30	—
10	高速車両低圧電源装置・制御装置部品買入	船舶・航空機・鉄道	日東絶縁株式会社	¥2,492,640	平成29年07月11日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G31	—
11	高速車両集電装置部品(アーケ案内2)買入	船舶・航空機・鉄道	日東絶縁株式会社	¥343,872	平成29年07月11日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G31	—
12	門真南駅電子連動装置修繕	産業用機器	日本信号株式会社	¥429,840	平成29年07月11日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G3	—
13	高速車両放送・非常通報装置部品買入その2	通信用機器	八幡電気産業株式会社	¥912,448	平成29年07月14日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G31	—
14	列車走行性能測定装置製造(南港検車場)	産業用機器	大光電気株式会社	¥1,344,600	平成29年07月18日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G31	—
15	汚水処理装置 修繕(東吹田検車場)	産業用機器	三井造船環境エンジニアリング株式会社	¥356,400	平成29年07月18日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G3	—
16	中量軌道車両空気制動装置部品その1 買入	船舶・航空機・鉄道	ナブテスコ株式会社	¥1,043,992	平成29年07月18日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G31	—
17	高速車両戸閉装置部品その1 買入	船舶・航空機・鉄道	ナブテスコ株式会社	¥6,800,976	平成29年07月18日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G31	—
18	高速車両戸閉装置部品その2 買入	船舶・航空機・鉄道	ナブテスコ株式会社	¥6,346,296	平成29年07月18日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G31	—
19	中量軌道車両空気制動装置部品その2 買入	船舶・航空機・鉄道	ナブテスコ株式会社	¥361,260	平成29年07月18日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G31	—
20	高速車両合成制輪子(6)外1点 買入	船舶・航空機・鉄道	ナブテスコ株式会社	¥1,653,696	平成29年07月18日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G31	—

## 随意契約結果(物品)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
21	DPV-40BU-H1 5HR 戸閉電磁弁 買入	船舶・航空機・鉄道	ナブテスコ株式会社	¥3,525,120	平成29年07月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G31	—
22	高速車両制御装置部品(ピストンパッキン)買入	その他材料	株式会社三盛商会	¥266,976	平成29年07月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G30	—
23	ルミスクリーン方向幕(西島営業所、及び予備用)買入	自動車用品	株式会社三彩工芸社	¥13,096,788	平成29年07月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G31	—
24	高速車両(10系・20系・30000系)車内案内表示装置・モニタ装置修繕	船舶・航空機・鉄道	株式会社交通電業社	¥903,960	平成29年07月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
25	高速車両台車装置部品買入(1)その7	船舶・航空機・鉄道	住友商事株式会社	¥342,900	平成29年07月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G30	—
26	高速車両台車装置部品(合成清掃子)買入(1)	船舶・航空機・鉄道	住友商事株式会社	¥1,036,800	平成29年07月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G30	—
27	洗剤2点 買入	工業薬品	ACST-CS株式会社	¥208,224	平成29年07月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G30	—
28	8号線今里駅北隧道送風機修繕	産業用機器	SKサービス株式会社	¥5,475,600	平成29年07月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
29	4・5号線阿波座駅外1箇所電気室配電盤改造	産業用機器	ハナソーツクコンシュー マーマーケティング株式会社	¥28,080,000	平成29年07月21日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
30	電気指令所電力管理システム改造	産業用機器	住友商事株式会社	¥41,958,000	平成29年07月24日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
31	列車無線電話装置カード用バッテリー取替	産業用機器	三菱電機株式会社	¥229,176	平成29年07月24日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
32	大日検車場管理棟空調室外機修繕	産業用機器	日立アライアンス株式会社	¥752,760	平成29年07月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
33	摩擦調整材買入	船舶・航空機・鉄道	日鉄住金レールウェイテクノス株式会社	¥3,734,640	平成29年07月26日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G30	—
34	高速車両(20系)アルカリ蓄電池修繕	船舶・航空機・鉄道	古河電池株式会社	¥1,234,440	平成29年07月26日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
35	1号線難波駅外1箇所送排風機改造	産業用機器	八洲電機株式会社	¥58,320,000	平成29年07月26日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○
36	車両指令支援システム(1)機器更新	産業用機器	住友商事株式会社	¥35,856,000	平成29年07月27日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○
37	高速車両低圧電源装置・制御装置部品買入その2	船舶・航空機・鉄道	日東絶縁株式会社	¥262,083	平成29年07月27日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G31	—
38	車体接地板外6点買入	船舶・航空機・鉄道	住友商事株式会社	¥6,499,224	平成29年07月27日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G30	—
39	高速車両低圧電源装置部品(ソフトアブソーバー外9点)買入	船舶・航空機・鉄道	東洋電機製造株式会社	¥1,864,512	平成29年07月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G31	—
40	1号線なんば駅空調機修繕	産業用機器	日立アライアンス株式会社	¥962,280	平成29年07月31日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

南巽駅外 2 駅 A T C 装置修繕

### 2. 契約の相手方

株式会社 京三製作所

### 3. 隨意契約理由

本件は高速電気軌道第 5 号線南巽停留場および高速電気軌道第 7 号線大正並びに長堀橋停留場において使用されている A T C 装置の修繕を行うものである。

A T C 装置は、鉄道使命の根幹である、安全輸送をつかさどる運転保安設備の中でも最も重要な「列車同士の衝突を防ぎ、速度超過による列車の脱線を防ぐ」ための設備である。この装置は故障が生じないよう、さらには故障が生じてもその動作が必ず安全側に動作（フェールセーフ）することが必要条件であり、特殊な設計・製作技術が要求される。

当該の A T C 装置は株式会社京三製作所製で、独自の技術で設計・製作されたものであり、その技術については公開していない。また、装置が正常に機能するための性能保証上、製作者である株式会社京三製作所以外では修繕を行うことが出来ない。

よって上記理由により、株式会社京三製作所を特名する。

### 4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

### 5. 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気管理事務所（計画）

（電話番号 06-6967-3575）

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

天井走行クレーン修繕（東吹田検車場）

## 2 契約の相手方

株式会社日立プラントメカニクス

## 3 隨意契約理由

天井走行クレーンは、定期検査（乗用車の車検に相当する）時に車体の架台上げ下ろしや、台車などの重量物の上げ下ろしに使用している。

この天井走行クレーンは、製作メーカである株式会社日立製作所独自の技術で設計されている。また使用する部品の設計図やデータなどは、他社には公開しておらず企業秘密とされていたが、製造及びメンテナンス部門については、同社の関連会社である株式会社日立プラントメカニクスに移管された。このための株式会社日立プラントメカニクス以外は修繕を行うことができない。

よって株式会社日立プラントメカニクスを特名する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部保守計画課

(電話番号06-6585-6601)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

高速車両集電装置部品（集電装置防振ゴム）その1 買入（2）

## 2 契約の相手方

東芝トランスポートエンジニアリング株式会社

## 3 随意契約理由

### （1）製品指定理由

今回購入する物品は、高速車両に使用している集電装置（堺筋線・長堀鶴見緑地線・今里筋線を除く）の取替部品である。

集電装置とは、第三軌条と呼ばれる電車線（DC750V）から列車運行に必要な電力を取り込む装置であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本製品は、集電装置に使用されている構成部品で、株式会社東芝製の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。また、装置製作時のデータ等については他社に公開しておらず企業秘密とされている。従って、部品を取り付ける上で互換性はもちろん、装置が正常に機能するため、同社製以外の製品を使用することが出来ない。よって、上記製品を指定する。

### （2）業者選定理由

本件物品は、株式会社東芝の取替部品であり、同社が選定した製品は同社以外で購入することができない。ただし、車両用電気品の保守業務に関しては株式会社東芝より保守業務移管を受けている東芝トランスポートエンジニアリング株式会社が行っており、同社が保守部品の直接販売を行う。よって、直接販売店である東芝トランスポートエンジニアリング株式会社を特名する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両検修事務所

（電話番号 06-6681-9262）

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

高速車両用幌 買入

## 2 契約の相手方

株式会社 成田製作所

## 3 隨意契約理由

### (1) 製品指定理由

幌とは、車両と車両の連結面間に設け、乗客が隣の車両へと移動するときの落下防止、雨風の侵入防止の役目を行う、乗客の安全を確保する重要な装置である。

幌は、車両の曲線通過時における車両の偏奇に追従するため、伸縮性のある構造であり、走行する路線状況に合った形状でなければならないとともに、高い耐久性が求められる。

当局における車両試験の結果、上記条件を満たすのは株式会社成田製作所製幌のみであったため、同社製の幌を指定する。

### (2) 業者選定理由

本件物品は、株式会社成田製作所製であり、他社では販売していないため、直接販売店である同社を特名する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部 車両検修事務所  
(電話番号 06-6681-9262)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

車両用洗剤 買入

### 2 契約の相手方

サンコー株式会社

### 3 隨意契約理由

#### (1) 製品指定理由

地下鉄車両の車内における化粧板およびアルミやステンレスのキセ等に対し、洗浄効果・変色や腐食等の攻撃性・作業性が良好である。

当該部位は特に乗客が接触するところであるため人体に対しても有害であってはならない。

本製品は、サンコー株式会社製のサンタフAであり、使用するにあたり洗浄試験を実施した結果、部材等への変色・腐食の影響がなく洗浄効果も評価が出来る、上記製品を指定する。

#### (2) 業者選定理由

本件物品はサンコー株式会社製であり、他社では販売されていないため、直接販売店である同社を特名する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部 車両検修事務所

(電話番号06-6681-9262)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

高速車両低圧電源装置・制御装置部品(UM78アーチュート上部アーク流し外 2点) 買入その 2

## 2 契約の相手方

日東絶縁株式会社

## 3 隨意契約理由

### (1) 製品指定理由

今回購入する物品は、高速車両に使用している制御装置、低圧電源装置の取替部品である。

制御装置とは、車両を駆動する電動機の動作を制御し、車両を加速・減速させる装置である。

低圧電源装置は、車両に使用する低電圧を発電している装置で、車両に搭載している制動装置・制御装置・保安装置・サービス機器等の各種低圧電気機器を使用するために必要な電力を供給する装置である。

いざれも列車の安全運行上、高度な信頼性が要求され、常に正確に稼働させる必要がある。

本製品は、制御装置、低圧電源装置の製作メーカーが指定した取替部品であり、装置への取付の互換性はもちろん、装置が正常に機能するため、日東絶縁株式会社製以外の製品を使用することが出来ない。以上の理由により上記製品を指定する。

### (2) 業者選定理由

本件物品は、日東絶縁株式会社製であり、他社で販売していないため、直接販売店である同社を特名する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両検修事務所

(電話番号 06-6681-9262)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

列車走行性能測定装置 製造（南港検車場）

## 2 契約の相手方

大光電気株式会社

## 3 隨意契約理由

列車走行性能測定装置は、車両の走行性能を測定するもので、走行速度と距離の計算、ブレーキ信号等のデジタル入力信号を取り込み、リアルタイムで表示する。それらの情報と勾配データから任意区間の加減速度を算出し、走行性能を評価するものである。

この列車走行性能測定装置は、製作メーカーである大光電気株式会社独自の技術で設計されており、構造、製作時のデータ及び分解整備組立に要するデータ等については、他社に公開しておらず企業秘密とされている。

このため、大光電気株式会社以外は、製造を行うことができない。

よって、大光電気株式会社を特名する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部保守計画課

(電話番号06-6585-6601)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

高速車両戸閉装置部品その1 買入

## 2 契約の相手方

ナブテスコ株式会社

## 3 隨意契約理由

### (1) 製品指定理由

本品はナブテスコ株式会社製の、当局高速車両用戸閉装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。また装置が正常に機能するため、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の製品を使用することができない。

更に本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。

以上の理由により上記製品を指定する。

### (2) 業者選定理由

本件物品はナブテスコ株式会社製であり、他社では販売されていないため、直接販売店である同社を特名する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両検修事務所（計画）

（電話番号06-6681-9262）

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

高速車両戸閉装置部品その2(連結金具緩衝ゴム 外12点) 買入

## 2 契約の相手方

ナブテスコ株式会社

## 3 隨意契約理由

### (1) 製品指定理由

本品はナブテスコ株式会社製の、当局高速車両用戸閉装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。また装置が正常に機能するため、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の製品を使用することができない。

更に本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。

以上の理由により上記製品を指定する。

### (2) 業者選定理由

本件物品はナブテスコ株式会社製であり、他社では販売されていないため、直接販売店である同社を特名する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両検修事務所（計画）  
(電話番号06-6681-9262)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

高速車両 合成制輪子（6）外1点 買入

## 2 契約の相手方

ナブテスコ株式会社

## 3 隨意契約理由

### （1）製品指定理由

合成制輪子とは、高速車両の走行中における車輪回転速度を減速させるためのもので、運転士のブレーキ操作で車輪踏面に合成制輪子を押し付け、その摩擦力で回転速度を抑制するものであり、摩耗限度に達したものは随時交換が必要となる消耗品である。

当局で使用している合成制輪子は、使用する号線毎に異音・異臭・摩耗量・摩擦係数・車輪踏面への攻撃性等について現車試験を行い、使用に際して問題がないことを確認したうえで採用している。

合成制輪子（6）は、急こう配を登るために必要な粘着力（車輪踏面とレール間で作用する摩擦力）について、車輪踏面を適度に荒らすことによって粘着力を向上させるために製作されたものである。6号線（堺筋線）では登坂路線があることから、車輪の空転を防止するための粘着力を確保する必要がある。そのため、本製品は車輪踏面を適度に荒らすために鋳鉄のブロックを挿入したものであり、上記現車試験においても特に優れた性能であることが証明されており、本条件に適合する合成制輪子は他に存在しない。

合成制輪子（7）は、車輪が異常な形状に摩耗するような車輪への攻撃性について、車輪への攻撃性を抑えた成分で製作されたものである。四つ橋線と堺筋線では過去に車輪が偏摩耗した経過があり、偏摩耗の予防のために車輪への攻撃性を抑制し、適切な制動力を確保出来る合成制輪子が必要である。そのため、本製品は車輪への攻撃性の抑制と適切な制動力を確保するため、特殊材質で合成されたものであり、上記路線での現車試験において特に優れた性能であることが証明されており、本条件に適合する合成制輪子は他に存在しない。

よって上記製品を指定する。

### （2）業者選定理由

本件物品はナブテスコ株式会社製であり、他社で販売していないため、直接販売店である同社を特名する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部 車両検修事務所  
(電話番号06-6681-9261)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

DPV-40BU-H1 5HR 戸閉電磁弁 買入

## 2 契約の相手方

ナブテスコ株式会社

## 3 隨意契約理由

### (1) 製品指定理由

本品はナブテスコ株式会社製の、当局高速車両用戸閉装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。また装置が正常に機能するため、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の製品を使用することができない。

更に本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。

以上の理由により上記製品を指定する。

### (2) 業者選定理由

本件物品はナブテスコ株式会社製であり、他社では販売されていないため、直接販売店である同社を特名する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両検修事務所

(電話番号06-6681-9262)

## 随意契約理由書

**1 案件名称**

ルミスクリーン方向幕（西島営業所、及び予備用） 買入

**2 契約の相手方**

株式会社 三彩工芸社

**3 特名理由**

**(1) 製品指定理由**

方向幕は、限られたスペースに路線バスの運行系統番号及び行き先名を誤りの無いよう標示し、お客様へ案内するものである。

よって、必要な情報が効果的に伝わり、見間違の無いようデザインが統一されていることが必要であり、路線バスを運行するには必要不可欠なものである。

また、地域住民の方からの要請を参考に、その利便向上を図るために運行経路を検討するので、運行開始までの期間が短いのが現状であり、運行に間に合うよう手配することが重要である。

方向幕を使用する際、運行経路ごとに標示内容が異なるため、方向幕卷取機により巻取り動作を行う必要があり、標示位置を正確にするため、光学的に検出してコンピュータ制御を行うための検知マークを印刷している。

この印刷が正確で、方向幕幅が一定でなければ正常に動作せず、動作に支障をきたし損傷する恐れがある。

また、方向幕を取り付けている場所は高温になるため、標示内容及び検知マークを印刷しているインクが長期間にわたって品質が保持するよう、耐久性に優れている必要がある。

方向幕卷取機が当局には、現在2種類（株）交通電業社製とレシップ（株）製あり、バスが営業所間で車両移動した際に対応するためには、双方の機器にも正常に動作する方向幕が必要となる。

株式会社三彩工芸社は、当初から方向幕の製作・設計にあたり方向幕卷取機の製作会社と共同開発し、独自の技術で検知マークに使用する特殊インクの材質及び配合の開発を行っており、検知マークに関する技術は同業者の企業秘密であり、他社製品では性能保証が確保されないため、使用することができない。

また、当局の方向幕は、当初から上記業者がデザイン及び仕様の開発、設計を行っており、標示内容をデータ化しコンピュータ管理しているため、デザイン及び仕様が既存の方向幕と統一され、標示内容の確認も正確かつ迅速に行えるので製作時間の短縮と、経費の削減を図ることができる。

**(2) 業者選定理由**

上記製品指定理由から、直接販売を行っている株式会社三彩工芸社を特名する。

**4 根拠法令**

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

**5 担当部署**

自動車部整備課（電話番号 6585-6464）

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

8号線今里駅北隧道送風機修繕

### 2. 契約の相手方

S K サービス株式会社

### 3. 隨意契約理由

本件は、8号線今里駅北換気室に設置されている隧道用送風機の修繕を行うものである。

換気設備は、駅構内・隧道内の空気環境を良好に維持するとともに、火災時には排煙システムを構成する重要な設備であり、当局地下鉄での運用に合わせた特殊な仕様となっている。

これらの設備は株式会社三井三池製作所製で、独自の技術により設計・製作されたものであり、その技術については公開していない。また、装置が正常に機能するための性能保証上、製作者である株式会社三井三池製作所以外では本修繕を行うことはできないが、株式会社三井三池製作所では保守業者を指定している。

よって上記理由により、製作者である株式会社三井三池製作所の唯一の保守指定業者であるS K サービス株式会社を特名する。

### 4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5. 担当部署

交通局電気部電気管理事務所計画

(電話番号06-6967-3576)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

4・5号線阿波座駅外1箇所電気室配電盤改造

### 2 契約の相手方

パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社

### 3 随意契約理由

本件は、大規模停電等の非常時に信号用電力を安定に供給するために、4・5号線阿波座駅電気室及び1号線中津駅電気室において、低圧配電盤及び総合操作盤の機能改造を行うものである。

低圧配電盤とは、駅照明設備などの負荷へ配電する遮断器や接触器等を収納したものであり、総合操作盤とは、駅電気室において遮断器等の制御や状態表示・故障表示の機能を有するものである。

既設低圧配電盤及び総合操作盤は松下電器産業株式会社製で、独自の技術により設計・製作されたものであり、その技術については公開していない。また、装置が正常に機能するための性能保証上、製作者である松下電器産業株式会社以外では本改造を行うことが出来ない。

よって上記理由により、松下電器産業株式会社より事業譲渡を受けたパナソニックコンシューマーマーケティング株式会社を特名するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気設計課

(電話番号06-6585-6563)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

電気指令所電力管理システム改造

### 2 契約の相手方

住友商事株式会社

### 3 随意契約理由

本改造は2号線守口変電所機器更新工事及び2号線都島変電所大容量蓄電池設備設置に伴い、制御点数、表示情報、計測情報等の追加変更の為、電力管理システムのソフト改造を行うものである。

既設の機器については、株式会社日立製作所が独自の技術で設計・製作しており、その技術については他社に公開していない。このため、電力管理システムが正常に機能するための性能保証上、同社以外では改造を行うことができない。

よって、これらの要件を満たす唯一の業者である株式会社日立製作所の代理店である住友商事株式会社と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気設計課（変電設計）

（電話番号 06-6585-6667）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

摩擦調整材買入

### 2 契約の相手方

日鉄住金レールウェイテクノス株式会社

### 3 隨意契約理由

#### (1) 製品指定理由

当局では現在、急曲線で列車走行時にレールと車輪間の摩擦状態を適正に保ち、波状摩耗等のレール損傷及び不快なきしみ音を抑制することを目的として、R8号線に摩擦調整材塗布装置を設置している。

今回買入する摩擦調整材（KELTRACK レール頭頂面用）は、当局が設置している摩擦調整材塗布装置（KELTRACK™）用として、LB Foster 社が独自に成分・粘度等を研究し、開発した材料であり、装置メーカーが指定する材料はこの製品しかない。従って、塗布装置が正常に機能するよう保証されており、他社製品を使用出来ない。

#### (2) 業者選定理由

本件物件は、LB Foster 社製であり、日鉄住金レールウェイテクノス株式会社が唯一の代理店であるため、日鉄住金レールウェイテクノス株式会社を特名する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市交通局鉄道事業本部工務部工務課

(電話番号 06-6585-6517)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

高速車両（20系）アルカリ蓄電池修繕

### 2 契約の相手方

古河電池株式会社

### 3 隨意契約理由

当局高速車両用アルカリ蓄電池は、常に安定した直流電源を供給するための装置である。本品は、各装置の動作を制御するための制御電源として使用される他、走行中に電車線が停電した場合に車両を安全に停車させるための保安装置・制動・戸閉・合図等の電源を確保し、その後の対応を円滑に行うため無線や、乗客に連絡するための車内放送、車内照明等の電源を供給する。以上のことから、製品の良否が営業上に著しい影響を及ぼすため、高度な信頼性が要求され、電気的特性（充電特性、放電率等）に優れている必要がある。

この装置は古河電池株式会社製であり、当該メーカー独自の技術で設計、製作されており、構造、製作時のデータ及び分解整備、組立調整に要するデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされている。このため、装置が正常に機能するための性能保証上、同社以外は修繕を行うことは出来ない。

よって、上記理由により、古河電池株式会社を特名する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部保守計画課

(電話番号 06-6585-6601)

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

1号線難波駅外1箇所送排風機改造

### 2. 契約の相手方

八洲電機株式会社

### 3. 隨意契約理由

本件は、1号線難波駅上り・下り送風機室及び瓜破排風機室に設置されている換気設備の構成部品の改造を行うものである。

本換気設備は、駅構内・隧道内の空気環境を良好に維持するとともに、火災時には排煙システムを構成する重要な設備であり、当局地下鉄での運用に合わせた特殊な仕様となっている。

これらの設備は株式会社日立製作所製で、独自の技術により設計・製作されたものであり、その技術については公開していない。また、装置が正常に機能するための性能保証上、製作者である株式会社日立製作所以外では修繕加工を行うことができないが、株式会社日立製作所では修繕業者を指定している。

よって以上の理由から製作者である株式会社日立製作所の唯一の修繕指定業者である八洲電機株式会社と契約を締結するものである。

### 4. 根拠法令

地方公共団体の物品等又は、特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号及び、政府調達に関する協定第15条第1項（d）

### 5. 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気設計課（機械設計）

（電話番号06-6585-6565）

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

車両指令支援システム（1）機器更新

## 2 契約の相手方

住友商事株式会社

## 3 隨意契約理由

車両指令支援システム※は、営業線で車両故障等の発生時に運転指令に対して迅速かつ的確なアドバイスを行う車両指令員を支援する装置である。

この装置は、製作メーカーである株式会社日立製作所独自の技術によって設計されており、構造、製作時のデータ及びプログラム等については、他社に公開しておらず企業秘密とされている。このため装置が正常に機能するため、株式会社日立製作所以外は、機器更新作業を行うことができない。

よって、株式会社日立製作所唯一の代理店である住友商事株式会社を特名する。

※ 車両指令支援システムとは、車両故障対応、関係所属との連絡調整などを行う車両指令員を支援するシステムである。現在、同システムは、以下の情報表示装置より構成されている。

### ① 車両指令支援システム（1）（C T C情報表示装置）：

車両指令支援情報表示装置より与えられた情報により、各号線の営業線車両の現在位置を表示する装置

### ② 車両指令支援システム（2）（車両指令支援情報表示装置）：

車両指令員が車両指令業務をスムーズに遂行できるよう情報提供を行う装置

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号及び政府調達に関する協定第15条第1項（d）

## 5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部保守計画課  
(電話番号06-6585-6601)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

車体接地板外 6 点買入

### 2 契約の相手方

住友商事株式会社

### 3 隨意契約理由

#### (1) 製品指定理由

今回買入を行う車体接地板外 6 点は、南港ポートタウン線で列車動力用の電力を供給する電車線設備に関わる剛体複線式電車線の一部である。

南港ポートタウン線は、運行管理、駅務・乗客サービス、防災、電力管理、車庫管理及び車両の各システムで構成されており、それぞれ密接に関わり合いトータルシステムとして設計・運行されている。そのため、各システムの協調性、互換性が求められ、それらを損なうとトータルシステム全体に影響を及ぼし安全な運行ができなくなる。

#### (2) 業者選定理由

本製品は新潟トランシス株式会社製で、独自の技術によって設計・製作されたものであり、その技術については公開していない。また、トータルシステムが正常に機能するための性能保証上、新潟トランシス株式会社製以外の代替品を使用することは出来ない。

よって上記理由により、新潟トランシス株式会社の唯一の代理店である住友商事株式会社を特名する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

交通局電気部電気管理事務所中量保安管区

(電話番号 06-6613-5301)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

高速車両 低圧電源装置部品（ソフトアブソーバ外 9 点） 買入

## 2 契約の相手方

東洋電機製造株式会社

## 3 隨意契約理由

### （1）製品指定理由

今回購入する物品は、高速車両に使用している低圧電源装置の取替部品である。

低圧電源装置は、車両に使用する低電圧を発電している装置で、車両に搭載している制動装置・制御装置・保安装置・サービス機器等の各種低圧電気機器を使用するために必要な電力を供給する装置である。列車の安全運行上、高度な信頼性が要求され、常に正確に稼働させる必要がある。

本製品は、低圧電源装置に使用されている構成部品で、東洋電機製造株式会社製の取替部品であり、装置全般に対する知識を元に設計、製作、部品選定されたものである。従って、本装置への取付の互換性はもちろん、装置が正常に機能するため、同社製以外の製品を使用することができない。以上の理由により上記製品を指定する。

### （2）業者選定理由

本件物品は、東洋電機製造株式会社製であり、他社で販売していないため、直接販売店である同社を特名する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両検修事務所

（電話番号 06-6681-9262）